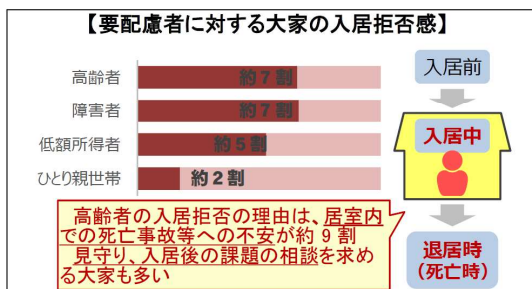
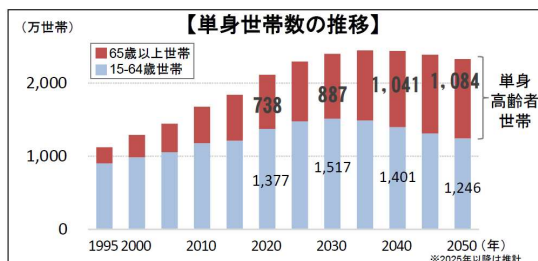


住宅セーフティネット制度の改正について

1. 住宅セーフティネット制度の見直しの背景・必要性

背景・必要性

- 単身世帯の増加※、持家率の低下等により要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居に対するニーズが高まることが想定される。
※ 単身高齢者世帯は、2030年に900万世帯に迫る見通し。
- 単身高齢者などの要配慮者に対しては、大家の拒否感が大きい。これは、孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安が背景にある。他方、民間賃貸住宅の空き室※は一定数存在。
※ 全国の空き家 約900万戸、うち賃貸用は約443万戸
(2023年住宅・土地統計調査 住宅数概数集計(速報集計))
- 改正住宅セーフティネット法(平成29年)施行後、全国で800を超える居住支援法人※が指定され、地域の居住支援の担い手は着実に増加。
※ 要配慮者の入居支援(物件の紹介等)、入居後の見守りや相談等を行う法人(都道府県知事指定)

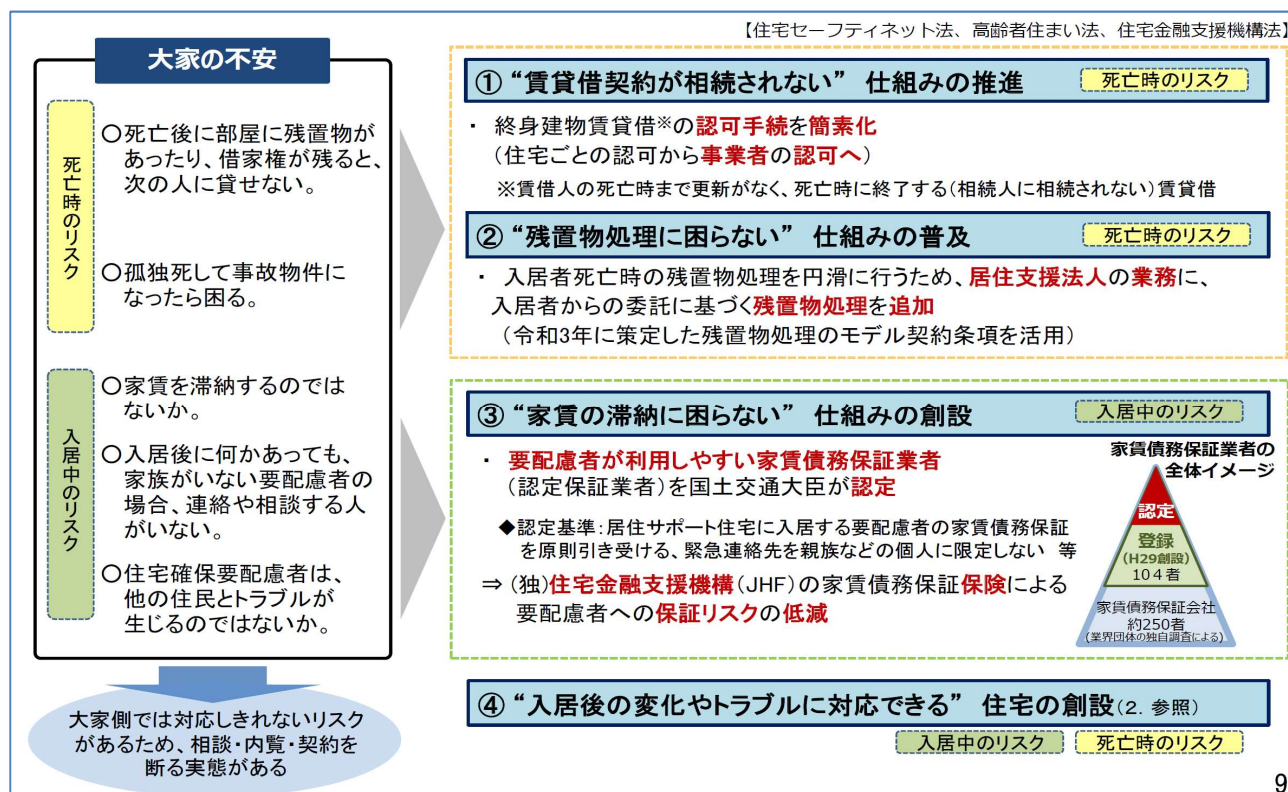


1. 大家・要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境(円滑な民間賃貸契約)の整備
2. 居住支援法人等を活用し、入居中サポートを行う賃貸住宅の供給を促進
3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

8

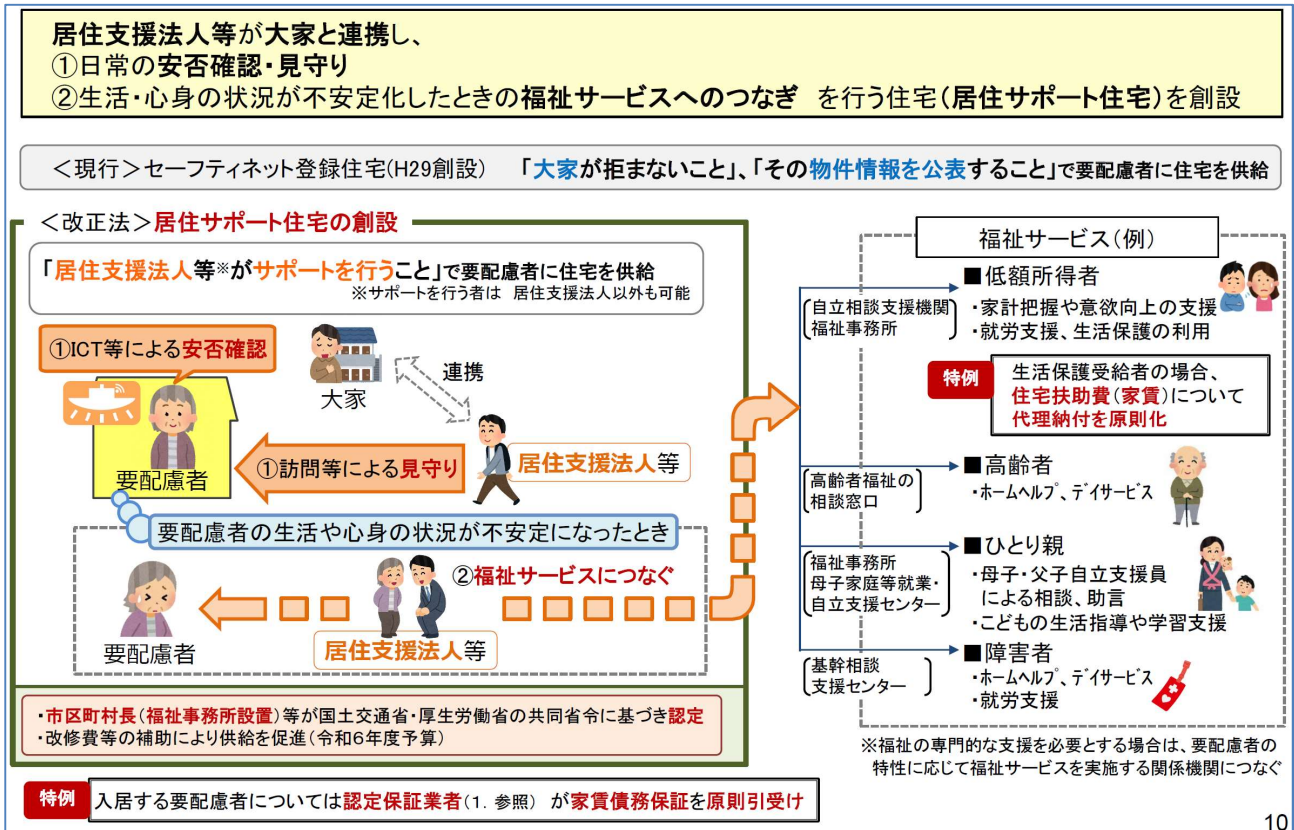
2. 改正内容

(1) 大家と要配慮者の双方が安心できる住宅環境の整備



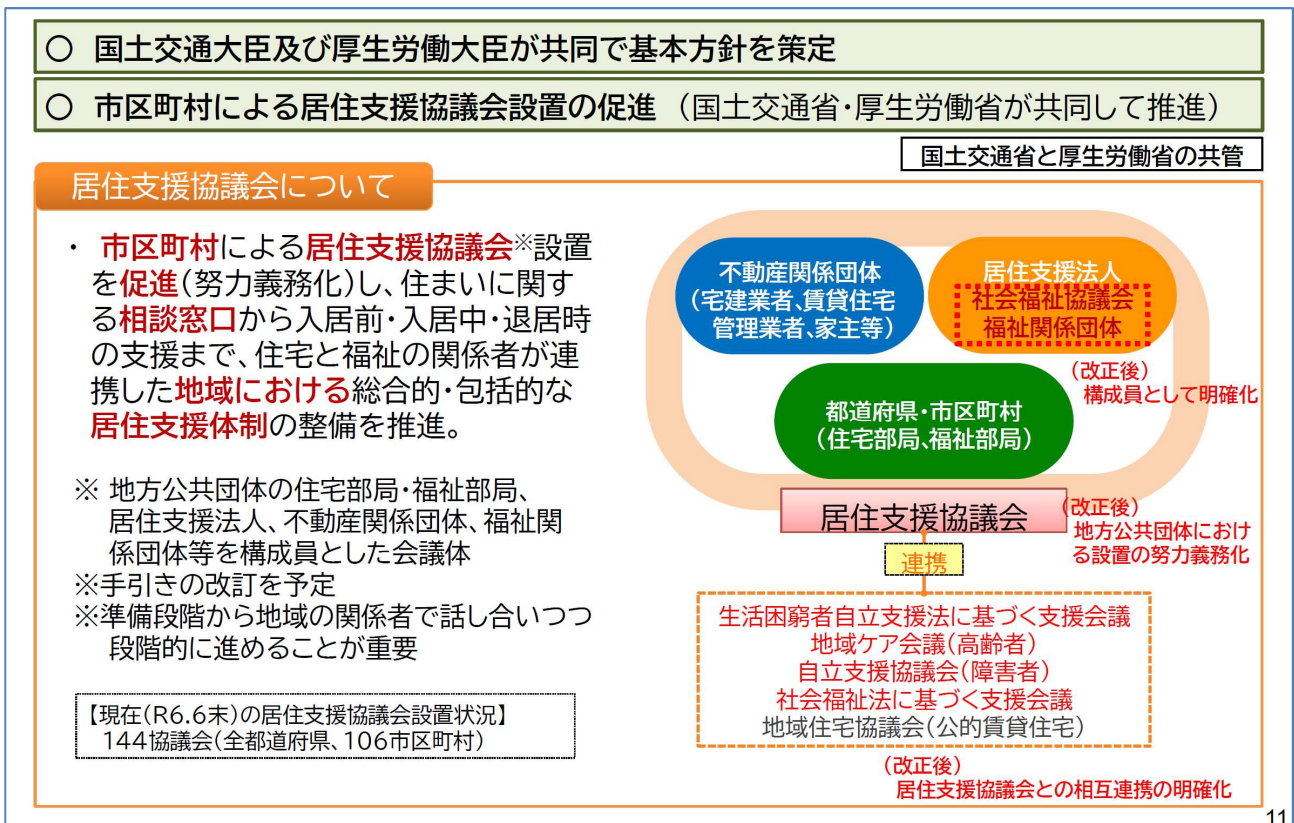
9

(2) 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進



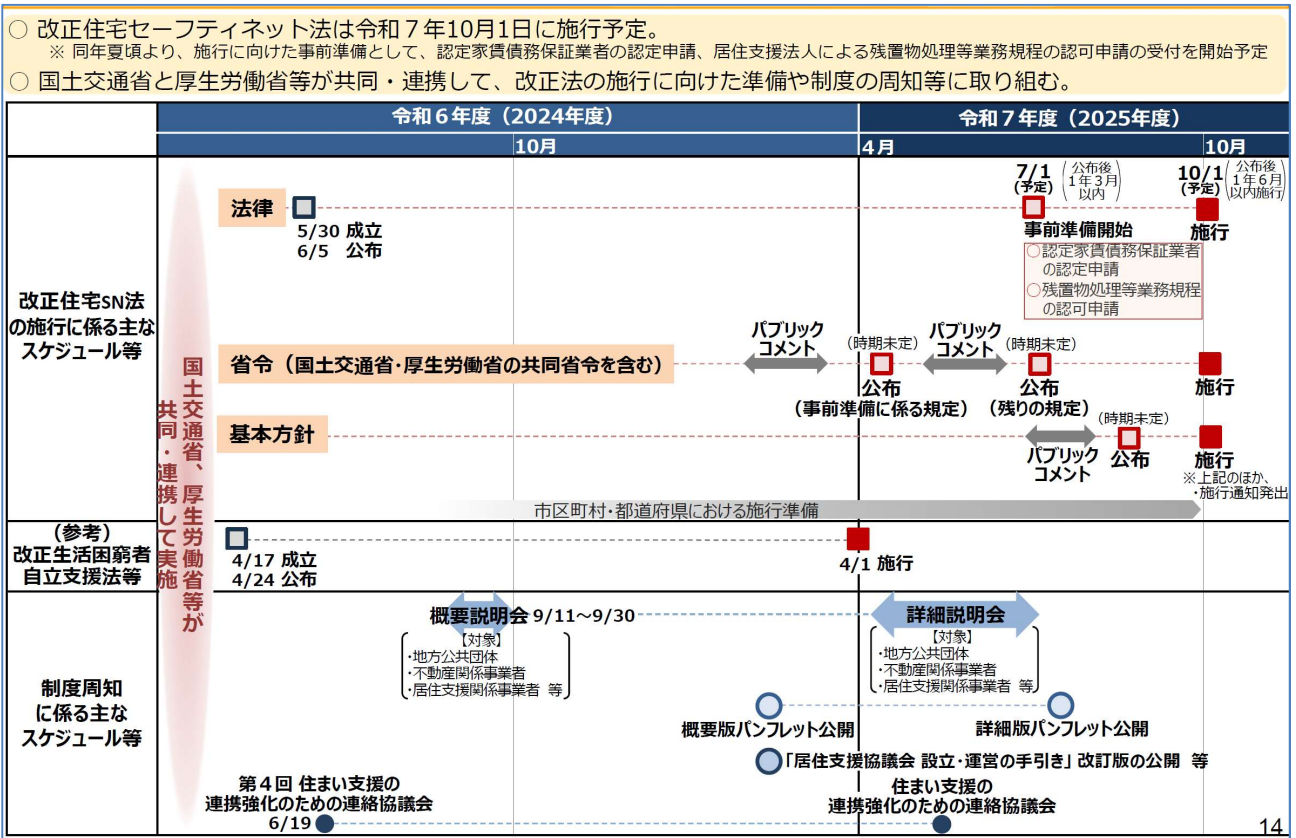
10

(3) 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化



11

3. 改正セーフティネット法の施行に向けた今後のスケジュール等(案)



4. 改正セーフティネット法 施行に向けた地方公共団体の主な取組

【対象自治体】◎: 全て ○: ほぼ全て △: 一部					
改正事項	都道府県	政令市中核市	一般市	町村	
1. 終身建物賃貸借の認可 改正	◎	◎	◎	△	令和6年度: 改正法概要説明会への出席(R6年9月)
2. 残置物処理を業務とする居住支援法人の指定 改正	◎	—	—	—	令和7年度: 改正法詳細説明会への出席(R7年春頃)
3. 認定家賃債務保証業者の認定 新設	—	—	—	—	都市、建築、公営住宅等の住宅部局と、生活困窮者支援、高齢者支援等の福祉部局の連携強化(打合せ等)
4. 居住サポート住宅の計画の認定 新設	○	◎	◎	△	地域の居住支援体制の整備(居住支援協議会の設置・運営を含む)に向けたスケジュールの検討・実施
5. 地域の住宅・福祉の連携体制整備 改正 (居住支援協議会の設置・運営 ※努力義務化)	◎	◎	◎	◎	組織・定員の検討
6. 賃貸住宅供給促進計画の策定・見直し 改正 ※計画策定は任意	◎	◎	◎	◎	10/1(予定)の施行に向けた準備

出典: 厚生労働省「生活困窮者自立支援制度・生活保護制度・住宅セーフティネット制度等の見直し及び令和7年度概算要求状況に関する説明会(福祉部局・住宅部局向け)」資料

5. 豊島区の今後の対応について

- 国や東京都の動向を注視しつつ、都市整備部と福祉部、その他関係部局と連携を取りながら、居住支援における区の現状や課題の整理を行う。
- 令和 7 年度の制度改正に伴う新たな施策への対応について、部局間の役割分担や体制・予算の確保等の検討・準備を進める。